



選挙管理委員会から  
大切なお知らせです



# 令和6年7月7日（日）は 東京都知事選挙です



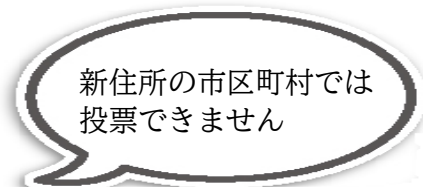
## 都内での引越により大田区へ転入

- ・令和6年3月20日以降に大田区に転入届をされた方は、大田区では投票できません。
  - ・引き続き、都内に在住している場合は、前住所地の投票所で投票できることがあります。  
(詳しくは、前住所地の選挙管理委員会へお尋ねください)
  - ・前住所地で投票の際は、大田区の「住民票の写し」(選挙用は無料)、大田区の住所が記載された免許証もしくはマイナンバーカード等があると、スムーズに投票できます。
- ※「住民票の写し」は、大田区の各特別出張所または本庁舎1階の戸籍住民課で発行しています。



## 都内での引越により大田区から転出

- ・令和6年3月20日以降に都内の市区町村へ転入届をされる方は、大田区での投票となります。  
※ただし、次の条件を全て満たす場合に限りです。
    - ①引き続き、都内に在住している。
    - ②大田区の選挙人名簿に登録されている。
    - ③投票する日まで、都内の市区町村に在住している。
  - ・大田区で投票の際は、新住所の「住民票の写し」、新住所が記載された免許証もしくはマイナンバーカード等があると、スムーズに投票できます。
- ※「住民票の写し」は、新住所の役所の窓口で取得してください(選挙用は無料)。



## 都外へ転出する方は・・・

- ・投票する日以前に都外へ転出した場合は、投票できません。
- ・大田区で投票をしたい場合は、転出届を提出する前に期日前投票をご利用になるか、投票日以降に転出届を提出してください。

※再転入等により上記案内に当てはまらない場合がございます。詳しくは問合せ先へお尋ねください。



大田区ホームページは  
こちら↓



問合せ先  
大田区選挙管理委員会事務局  
電話 03(5744)1465